

薬局の認定制度の導入について（専門医療機関連携薬局、地域連携薬局）

1 概要

住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備する事を目的に、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、令和3年8月1日から、機能別の薬局の認定制度が新たに導入される。

関係団体と連携し、薬剤師・薬局の機能強化を図ることで認定薬局の普及を推進する。

<認定薬局の種類>（R3.8開始）

名称	概要	主な必要要素
専門医療機関連携薬局（がん）	がんの専門医療機関と連携して、通院治療を行っている患者に必要な専門的薬学管理を行う薬局	<ul style="list-style-type: none"> がん専門医療機関との治療等情報の共有 がんの専門性が高い薬剤師の配置
地域連携薬局	療養環境が変わっても患者が最適な薬物療法が受けられるよう、関係する医療機関等への情報提供等により連携する薬局	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との服薬情報の共有 在宅医療への対応

2 現状

- 地域の薬局との連携体制を整備している医療機関は19施設（令和2年12月）（連携充実加算届出医療機関）
- がんの専門性が高い薬局薬剤師の養成のため、2つの学術団体が認定制度を開始
- 患者の服薬情報を医療機関に提供した薬局数は、令和元年度に782薬局（42.6%）
- 在宅医療を実施している薬局数は、平成30年度に824薬局（44.4%）であった。
- 薬局及び病院の薬剤師との認定薬局等に関する意見交換会にて、退院時カンファレンスやケア会議に参加する必要性や、認定薬局の役割を十分に理解した上で、県民、多職種にその情報を発信すること等が必要である旨の意見が得られた。

3 今後の取組

- 県薬と連携して、入退院時や在宅業務時に必要な医療・介護関係者との情報共有等の連携を強化するモデル事業等を通じて、認定薬局の普及を推進していく。
- 県民や多職種に向けて認定薬局の役割や活用方法、薬局における在宅業務のメリット等を周知する。
- 来年度以降、薬事審議会に認定状況や連携内容等を報告し、認定薬局のあり方等について御意見をいただく予定。